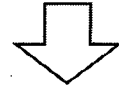


はい いいえ



新型コロナウイルス感染症により世帯主が死亡又は重篤な傷病を負った

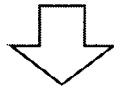


世帯主の令和2年中※の合計所得が 1,000万円以下



新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主の次のいずれかの令和3年中の収入見込額が令和2年中※の収入と比較して30%以上減少

①事業収入(営業や農業など)
②不動産収入③ 給与収入 ④ 山林収入



減少が見込まれる事業収入等以外の所得(雑所得、配当所得、譲渡所得など)の令和2年中※の所得の合計額が400万円以下である



減免できる
(全額免除)

減免できる
(全部または一部)

減免できない

注意

・令和2年中の所得が確認できない場合や所得が0円である場合は、減免手続きができません。

不明な点がある場合は、必ず市役所国保年金課へお問い合わせください。